条例議案参考資料

(議案第119号~議案第130号)

令和4年第4回(12月)川口市議会定例会

令和4年第4回(12月)川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第119号参考資料	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1
議案第120号参考資料	川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	3
議案第121号参考資料	川口市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表	5
議案第122号参考資料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利	
	用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	9
議案第123号参考資料	川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表1	1
議案第124号参考資料	川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表1	7
議案第125号参考資料	川口市個人情報の保護に関する条例案新旧対照表	9
議案第126号参考資料	川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表2	0
議案第127号参考資料	川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表2	1
議案第128号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表2	3
議案第129号参考資料	川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表2	4
議案第130号参考資料	川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表2	6

議案第119号参考資料

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成12年条例第51号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 川口市情報公開条例(平成12年条例第49号。以下「公開条例」という。)に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び川口市個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第 号。以下「保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、実施機関(公開条例第2条第1号	(設置) 第1条 川口市情報公開条例(平成12年条例第49号。以下「公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号。以下 「保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。(所掌事務) 第2条 審議会は、実施機関(公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項 (2)公開条例及び保護条例の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項 2 審議会は、保護条例の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事
2 審議会は、情報公開制度 の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。 第3条 審議会は、実施機関(保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。 以下この条において同じ。)の諮問に応じて、保護条例第6条第1項各号に掲げる事項について調査審議する。 2 審議会は、保護条例第6条第2項の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。	項の報告を受ける。 3 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

3 審議会は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要 であると認める事項について、実施機関に建議することができる。

第4条~第12条 (略)

第3条~第11条 (略)

議案第120号参考資料

川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例(平成12年条例第52号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

現

行

(設置)

第1条 川口市情報公開条例(平成12年条例第49号。以下「公開条例」という。)第17条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第10 5条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審 査請求について審査し、並びに行政不服審査法(平成26年法律第68号)第8 1条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処 理するため、川口市情報公開・個人情報保護等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の調査権限)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関(公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び川口市個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第号)第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、公文書(公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。

 この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開及び保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 (略)
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、______公 文書に記録されている情報又は

(設置)

第1条 川口市情報公開条例(平成12年条例第49号。以下「公開条例」という。)第17条及び川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号。以下「保護条例」という。)第30条 の規定による諮問に応じ、審査請求について審査し、及び一行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、川口市情報公開・個人情報保護等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の調査権限)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関(公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、公開条例第11条第1項若しくは第2項の決定(以下「公開決定等」という。)に係る公文書、保護条例第19条第1項若しくは第2項の決定(以下「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)、保護条例第27条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)に係る保有個人情報又は保護条例第28条の5において準用する第27条各項の決定(以下「利用停止等決定等」という。)に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開及び保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 (略
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>公開決定等に係る</u>公 文書 又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止等決定

4 (略)

<u>等に係る</u>保有個人情報に<u>記録されている</u>情報の内容を審査会の指定する方法により<u>分類</u> 又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

議案第121号参考資料

川口市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

(公文書の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項 (個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第10 3号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平 (公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号 に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合 を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

行

現

- (1) (略)
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第10 3号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平 成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。 以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がそ の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職 及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) ~(5) (略)

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正 な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア~エ (略)

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(7)(略)

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報_

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日(市の休日を除く。)以内にその全て について公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。 以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)第2条第3号に規定する個人識別符号

 $(4) \sim (6)$ (略)

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正 な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア~エ (略)

(8) (略)

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報<u>(第7条第3号に掲げる</u>情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日(市の休日を除く。)以内にその<u>すべて</u>について公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 (略)

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該 第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知 して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所 在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は<u>同条第3号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) (略)
- 3 (略)

(公文書の公開の実施)

第15条 (略)

- 2 公開決定に基づき公文書の公開を受けるものは、規則で定めるところにより、 当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の規則 で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日から30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができ ないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(審査会への諮問)

- 第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、 当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会_______
 - _____に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての 裁決をしなければならない。
 - (1) (2) (略)
- 2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関

- (1) 本条 を適用する旨及びその理由
- (2) (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 (略)

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該 第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知 して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所 在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は<u>同条第4号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) (略)
- 3 (略)

(公文書の公開の方法)

第15条 (略)

(審査会への諮問)

- 第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、 当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会<u>(以下「審査会」という。)</u>に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。
 - (1) (2) (略)

<u>する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならな</u>い。

<u>3</u> 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨 を通知しなければならない。

(1) ~(3) (略)

(費用負担)

第19条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 この条例の規定に基づき公文書の<u>公開</u>を受けるものは、当該<u>公開の実施</u> 及び送付に要する費用を負担しなければならない。 <u>2</u> 前項 の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨 を通知しなければならない。

(1) ~(3) (略)

- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて 適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9 条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提 出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読 み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは当 該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。
- 5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項におい て読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又 は同条第2項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類 若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

(費用負担)

第19条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 この条例の規定に基づき公文書の<u>写しの交付</u>を受けるものは、当該<u>写しの作成</u> 及び送付に要する費用を負担しなければならない。

議案第122号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対 照表

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第65号) (下線の部分は改正部分)

改正案	現
(定義)	(定義)
第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。	第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。
	2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1) 実施機関 川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)第2条第1
	<u>号に規定する実施機関をいう。</u>
	(2) 保有個人情報 川口市個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情
	報をいう。_
(個人番号を利用することができる事務)	(個人番号を利用することができる事務)
第3条 別表第1の左欄に掲げる機関 (法令の規定により同表の右欄に掲げる	第3条 別表第1の左欄に掲げる実施機関 (法令の規定により同表の右欄に掲げる
事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を	事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を
含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファ	含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファ
イルにおいて個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条	イルにおいて
第1項に規定する保有個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限	保有個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限
度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた	度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた
者も、同様とする。	者も、同様とする。
2法別表第2の第2欄に掲げる事務を所掌する機関は、当該事務の	2 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の
処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された	処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された
同表の第4欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要	同表の第4欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要
な限度で個人番号を利用することができる。	な限度で個人番号を利用することができる。
3 別表第2の左欄に掲げる機関 は、同表の中欄に掲げる事務の処理に関し、	3 別表第2の左欄に掲げる <u>実施機関</u> は、同表の中欄に掲げる事務の処理に関し、

自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同表の右欄に

掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番

自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同表の右欄に

掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番

号を利用することができる。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄 に掲げる機関 が、同表の情報提供機関の欄 に掲げる機関 に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄 に掲げる機関 が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1(第3条関係)

機関	事	務
(略)		

別表第2(第3条関係)

機関	事	務	特	定	個	人	情	報
(略)								

別表第3(第4条関係)

情報照会機関	事	務	<u>情報提供</u> 機関	特	定	個	人	情	報
(略)									

号を利用することができる。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会実施機関の欄に掲げる実施機関が、同表の情報提供実施機関の欄に掲げる実施機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供実施機関の欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1(第3条関係)

<u>実施機関</u>	事	務
(略)		

別表第2(第3条関係)

実施機関	事	務	特	定	個	人	情	報	
(略)									

別表第3 (第4条関係)

情報照会 実施機関	事	務	情報提供 実施機関	特	定	個	人	情	報
(略)									

議案第123号参考資料

川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第68号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

行

現

(退職手当の支給)

第2条 (略)

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又 は休暇を与えられた日を含む。第15条第2項において「勤務日数」という。)が18日 (1月間の日数(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。)が20日に満たない場合にあって は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第15条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続し通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて

(退職手当の支給)

第2条 (略)

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又 は休暇を与えられた日を含む____。) が18日

以上ある月が引き続いて12月を

超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により 勤務することとされている<u>者は</u>、職員とみなして、この条例(第4条中11年 以上25年未満の期間勤続し通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。) による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷 病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病 による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用す る。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、 この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて

退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任 命権者が市長の承認を得たものに限る。)

に対する退

職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) ~(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の<u>傷病若しくは</u>死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者

_____であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) ~(4) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項に規定する者(20年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

を除く。)のうち、定年退職日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の

退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

(1) ~(4) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項に規定する者(20年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)のうち、定年退職日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の

適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(失業者の退職手当)

第15条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、 当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>勤務日数が職員</u> みなし日数

_以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) • (2) (略)

 $3 \sim 1.7$ (略)

適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(失業者の退職手当)

第15条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</u>

(1) • (2) (略)

 $3 \sim 1.7$ (略)

○ 川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和4年条例第33号)(附則第2項関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

附則第1項中「(以下「適用日」という。)」を削り、附則第2項から第4項ま でを削り、附則第5項中「(附則第3項の規定に該当する場合を除く。)」を削り、 同項を附則第2項とし、附則第6項を削り、附則第7項中「附則第5項」を「前項 」に改め、同項を附則第3項とし、附則中第8項を第4項とし、第9項から第21 項までを削り、附則第22項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭 和59年法律第69号) 附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社」 に、「旧日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59 年法律第85号) 附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改 め、「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭 和59年法律第71号)」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第87号)」 を、「国家公務員等退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加え、 同項を附則第5項とし、附則第23項中「に旧日本国有鉄道」を「に日本国有鉄道 改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道 法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以 下この項において「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第6項とし、 附則第24項中「条例第17号」を「川口市職員退職手当支給条例の一部を改正す る条例(昭和49年条例第17号。以下「条例第17号」という。)」に改め、「 第5条の3まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加え、「附則第 24項 | を「附則第7項 | に改め、同項を附則第7項とし、附則第25項中「第5 条の2」の次に「及び附則第20項」を加え、同項を附則第8項とし、附則第26 項中「第5条」の次に「又は附則第18項」を加え、「附則第24項」を「附則第 7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第27項を第10項とし、第28項 を第11項とし、附則第29項中「附則別表第1」を「附則別表」に改め、同項を

附則第1項中「(以下「適用日」という。)」を削り、附則第2項から第4項ま でを削り、附則第5項中「(附則第3項の規定に該当する場合を除く。)」を削り、 同項を附則第2項とし、附則第6項を削り、附則第7項中「附則第5項」を「前項 」に改め、同項を附則第3項とし、附則中第8項を第4項とし、第9項から第21 項までを削り、附則第22項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭 和59年法律第69号) 附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社」 に、「旧日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59 年法律第85号) 附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改 め、「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭 和59年法律第71号) | を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第87号)」 を、「国家公務員等退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加え、 同項を附則第5項とし、附則第23項中「に旧日本国有鉄道」を「に日本国有鉄道 改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道 法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以 下この項において「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第6項とし、 附則第24項中「条例第17号」を「川口市職員退職手当支給条例の一部を改正す る条例(昭和49年条例第17号。以下「条例第17号」という。)」に改め、「 第5条の3まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加え、「附則第 24項 | を「附則第7項 | に改め、同項を附則第7項とし、附則第25項中「第5 条の2」の次に「及び附則第20項」を加え、同項を附則第8項とし、附則第26 項中「第5条」の次に「又は附則第18項」を加え、「附則第24項」を「附則第 7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第27項を第10項とし、第28項 を第11項とし、附則第29項中「附則別表第1」を「附則別表」に改め、同項を

附則第12項とし、附則中第30項を第13項とし、第31項を第14項とし、第32項を第15項とし、附則第33項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「附則第32項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第16項とし、附則に次の9項を加える。

$17 \sim 20$ (略)

- 21 当分の間、第4条第1項に規定する者(11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)及び第5条第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は25年以上勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)に対する第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日」とあるのは「定年退職日(医師及び歯科医師以外の者(川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第29号)第1条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第3条本文の適用を受けていた者であって医師及び歯科医師に該当する職員を含む。第9条の3において同じ。)にあっては、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日)」と、同条の表及び第9条の3の表中「定年」とあるのは「定年(医師及び歯科医師以外の者にあっては、60歳)」とする。
- 2 2 当分の間、第 4 条 第 1 項に規定する者(1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)及び第 5 条 第 1 項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は 2 5 年以上勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)(医師及び歯科医師以外の者(川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年条例第 2 9 号)第 1 条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例(昭和 5 9 年条例第 7 号)第 3 条本文の適用を受けていた者であって医師及び歯科医師に該当する職員を含む。附則第 2 4 項及び第 2 5 項において同じ。)に限る。)(市長が別に定める者を除く。)に対する第 5 条の3

附則第12項とし、附則中第30項を第13項とし、第31項を第14項とし、第32項を第15項とし、附則第33項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「附則第32項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第16項とし、附則に次の9項を加える。

$1.7 \sim 2.0$ (略)

21 当分の間、第4条第1項に規定する者(11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)及び第5条第1項に規定する者(25年以上勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により

__退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)に 対する第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年 退職日」とあるのは「定年退職日(医師及び歯科医師以外の者(川口市職員の定 年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第29号)第1条 の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第3条本文の適用を受けていた者であって医師及び歯科医師に該当する職員を 含む。第9条の3において同じ。)にあっては、その者が60歳に達する日以後 における最初の3月31日)」と、同条の表及び第9条の3の表中「定年」とあ るのは「定年(医師及び歯科医師以外の者にあっては、60歳)」とする。

22 当分の間、第4条第1項に規定する者(11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)及び第5条第1項に規定する者(25年以上勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により

_退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)(医師及び歯科医師以外の者(川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第29号)第1条の規定による改正前の川口市職員の 定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第3条本文の適用を受けていた者 であって医師及び歯科医師に該当する職員を含む。附則第24項及び第25項に おいて同じ。)に限る。)(市長が別に定める者を除く。)に対する第5条の3

 の規定の適用については、同条中「から1年前まで」とあるのは、「まで」とする。
 23~25 (略)

の規定の適用については、同条中「から1年前まで」とあるのは、「まで」とする。
23~25 (略)

議案第124号参考資料

川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市自転車駐車場条例(昭和59年条例第10号)

(下線の部分は改正部分)

110円

改 案 現 行 TF. (利用の許可及び登録) (利用の許可及び登録) 第6条 市長は、前条の申請を受理した ときは、定期利用の許可(以下こ 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、定期利用の許可(以下こ の条、次条及び第9条において「利用の許可」という。)の可否を決定するとと の条、次条及び第9条において「利用の許可」という。)の可否を決定するとと もに、当該利用の許可を受けた者についてその旨の登録をするものとする。この もに、当該利用の許可を受けた者についてその旨の登録をするものとする。この 場合において、申請した者の数が駐車場の駐車可能台数を超えるときは、抽選の 場合において、申請した者の数が駐車場の駐車可能台数を超えるときは、抽選の 方法により決定するものとする。 方法により決定するものとする。 別表第1(第3条、第4条関係) 別表第1 (第3条、第4条関係) 名 称 位 位 置 (略) (略) 並 木 自 転 車 駐 車 場 川口市並木2丁目地内 (略) 別表第2(第12条関係) 別表第2(第12条関係)

⊤ #	4月日. Þ. 7 昨天十日	AUTHE A	使用料(1台につき)					
項 利用する駐車場		利用区分	市内居住者	市外居住者				
	栄町自転車駐車場 	定期利用	月額 2,200円	月額 3,300円				
	西川口自転車駐車場 戸塚自転車駐車場 東川口自転車駐車場	一時利用	1回 110円	1回 110円				
1	川口元郷地下自転車駐車場 新井宿地下自転車駐車場							

使用料(1台につき) 項 利用する駐車場 利用区分 市内居住者 市外居住者 栄町白転車駐車場 定期利用 月額 2,200円 月額 3,300円 西川口自転車駐車場 並木自転車駐車場 戸塚自転車駐車場

東川口自転車駐車場

東川口地下自転車駐車場 場ヶ谷駅第1自転車駐車場	新井宿地下自転車駐車場 東川口地下自転車駐車場 鳩ヶ谷駅第1自転車駐車場
(略)	(略)
備考 (略)	備考(略)

議案第125号参考資料

川口市個人情報の保護に関する条例案新旧対照表

○ 川口市債権管理条例(令和元年条例第38号)(附則第11項関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
目次 第1章~第3章 (略) 第4章 雑則(第17条) 附則	目次 第1章~第3章 (略) 第4章 雑則(第17条 <u>·第18条</u>) 附則
第17条 (略)	(保有個人情報の利用及び提供) 第17条 債権管理者は、強制徴収公債権の管理に必要な範囲で、川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)第2条第5号に規定する保有個人情報(同条第8号に規定する保有特定個人情報を除く。以下「保有個人情報」という。)を自ら利用し、又は他の債権管理者に提供することができる。 2 債権管理者は、非強制徴収公債権及び私債権の管理に必要な範囲で、かつ、地方税法第22条その他の法令の規定に違反しない限りにおいて、保有個人情報を自ら利用し、又は他の債権管理者に提供することができる。 第18条 (略)

議案第126号参考資料

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立公民館設置及び管理条例(昭和46年条例第14号)

(下線の部分は改正部分)

		改	正	案							現		行			
別表第2(第11条関係)						別	別表第2(第11条関係)									
			包	巨 月	月 米	¥						佢	吏 月	月 米	斗	
館名	室 名	午前 9 時~午 前11時	午前11 時~午 後1時	午後1時~午	午後3 時~午 後5時	午後5 時~午 後7時	午後7時~午		館名	室 名	午前 9 時~午 前11時	午前11 時~午 後1時	午後1時~午	午後3時~午	午後5時~午	午後7 時~午 後9時
(略)									(略)		•					
領家公	(略)								領家公	(略)						
民館	視聴覚室	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>		民館	視聴覚室	<u>160</u>	<u>160</u>	330	330	<u>490</u>	<u>490</u>
(略)										陶芸場	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>550</u>
									(略)							
鳩ヶ谷	ホール	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>990</u>	990		鳩ヶ谷	ホール	330	<u>330</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	990	<u>990</u>
公民館	日本間	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>		公民館	日本間	<u>160</u>	<u>160</u>	330	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
	講座室1号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>			会議室1号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
	講座室2号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>			会議室2号	140	<u>140</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
	料理実習室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>			会議室3号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
	ミーティング	160	160	330	330	490	490			会議室4号	110	<u>110</u>	220	220	<u>330</u>	<u>330</u>
	<u>室</u>	100	100	<u>550</u>	330	430	<u>490</u>			会議室5号	110	<u>110</u>	220	220	330	<u>330</u>
	視聴覚室	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>			料理実習室	<u>160</u>	<u>160</u>	330	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
(略)									(略)							
備考	(略)								備考	(略)						

議案第127号参考資料

川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

TF.

○ 川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例(平成16年条例第19号)

(下線の部分は改正部分)

(業務)

- 第4条 中央ふれあい館の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 生涯学習及びコミュニティづくりに関する次に掲げる業務

改

ア (略)

イ 生涯学習活動の場としての小会議室、日本間、講座室、特別会議室、料理 実習室、視聴覚室______及びホール(以下「施設」という。)の 利用に関すること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

(利用できるものの範囲)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、第4条に規定する業務に支障のない 限りにおいて、中央ふれあい館を<u>同項に</u>規定するもの以外の市民に利用させるこ とができる。

別表(第13条関係)

	使用料							
施設区分	午前9時~ 午前11時	午前11時 ~午後1時	午後1時~ 午後3時	午後3時~ 午後5時	午後5時~午後7時	午後 7 時~ 午後 9 時		
(略)								

(業務)

- 第4条 中央ふれあい館の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 生涯学習及びコミュニティづくりに関する次に掲げる業務

現

ア (略)

イ 生涯学習活動の場としての小会議室、日本間、講座室、特別会議室、料理 実習室、視聴覚室、ゲートボール場及びホール(以下「施設」という。)の 利用に関すること。

行

ウ・エ (略)

(2) (略)

(利用できるものの範囲)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、第4条に規定する業務に支障のない 限りにおいて、中央ふれあい館を<u>前項に</u>規定するもの以外の市民に利用させるこ とができる。

別表(第13条関係)

	使用料									
施設区分	午前 9 時~ 午前 1 1 時 午前 1 1 時		午後1時~ 午後3時	午後3時~ 午後5時	午後5時~ 午後7時	午後 7 時~ 午後 9 時				
(略)										
ゲートボール場	110	110	110	110	=					
(略)										

議案第128号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例(平成11年条例第52号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現
(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の 額等) 第6条 (略)	(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等) 第6条 (略) 2 前項第1号及び第3号に規定する床面積の合計は、当該申請に係る部分が属す る1の建築物の延べ面積(住宅用途を含む建築物にあっては住戸部分の床面積を、
	誘導基準Iの第2の2-3 (2) ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては共用部分の床面積を除く。)とする。
(建築台帳の記載事項を証する書面及び道路調書の交付申請に係る手数料の額等)	_(建築台帳の記載事項を証する書面の交付)_
第8条 (略)	第8条 (略)
2 道路調書(建築基準法第42条に規定する道路の種別その他規則で定める事項 を記載した書面をいう。)の交付を市長に申請しようとする者は、1件につき4 00円の手数料を市に納付しなければならない。	
(手数料の減免)	(手数料の減免)
第11条 次に掲げる場合には、第2条第1項(同項第1号から第3号までの規定 を適用して第5条第1項第2号及び第5号、 <u>第6条第2号</u> 及び第4号並び に第7条第1項第4号及び第6号において算定する場合を含む。次項及び第4項 において同じ。)、第3条、第8条及び第9条に規定する手数料を免除すること ができる。 (1) ~(3) (略)	第11条 次に掲げる場合には、第2条第1項(同項第1号から第3号までの規定 を適用して第5条第1項第2号及び第5号、 <u>第6条第1項第2号</u> 及び第4号並び に第7条第1項第4号及び第6号において算定する場合を含む。次項及び第4項 において同じ。)、第3条、第8条及び第9条に規定する手数料を免除すること ができる。 (1)~(3)(略)
$2\sim4$ (略)	2~4 (略)

議案第129号参考資料

川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第61号)

償還した場合又は建設改良積立金を使用して建設若しくは改良を行った場合にお

(下線の部分は改正部分)

案 現 改 TF. 行 (利益の処分) (利益の処分) 第5条 管理者は、事業年度末日において企業債を有する場合は、毎事業年度生じ 第5条 管理者は、事業年度末日において企業債を有する場合は、毎事業年度生じ た利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を た利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を 埋めた後の残額(以下この項及び次項において「欠損金補填残額」という。)の 埋めた後の残額(以下この条 において「欠損金補填残額」という。)の 20分の1以上の金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控 20分の1以上の金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控 除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合は、その額)を 除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合は、その額)を企業債の 、減債積立金として積み立てなければならない。 額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。 2 管理者は、事業年度末日において企業債を有しない場合又は前項の規定により 2 管理者は、事業年度末日において企業債を有しない場合又は前項の規定により 企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合は、欠損金補道残額の20 企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合は、欠捐金補道残額の20 分の1以上の金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達 分の1以上の金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達 した場合は、欠損金補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度に した場合は、欠損金補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度に おいて積み立てた額を控除して得た額以上の金額)を、建設改良積立金又は利益 おいて積み立てた額を控除して得た額以上の額)を 積立金として積み立てなければならない。 積立金として積み立てなければならない。 3 管理者は、事業年度末日において第1項の規定により減債積立金を積み立てた 場合(企業債の額に達するまで積み立てた場合を除く。)は、欠損金補填残額か ら減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額の全部 又は一部を、建設改良積立金又は利益積立金として積み立てることができる。 4 減債積立金は企業債の償還に充てるために、建設改良積立金は建設改良費に充 3 減債積立金は企業債の償還に充てるために、 利益積立金は欠損金を埋めるために積み立てるものとし、当該目的 てるために、利益積立金は欠損金を埋めるために積み立てるものとし、当該目的 以外の使途には使用することができない。ただし、当該目的以外の使途に使用す 以外の使途には使用することができない。ただし、当該目的以外の使途に使用す ることについて議会の議決を経た場合は、この限りでない。 ることについて議会の議決を経た場合は、この限りでない。 5 減債積立金を使用して企業債(建設改良費の財源に充てた企業債に限る。)を 4 減債積立金を使用して企業債(建設改良費の財源に充てた企業債に限る。)を

償還した場合

いては、その使用した減債積立金<u>及び建設改良積立金の額</u>に相当する金額を資本 金に組み入れなければならない。 いては、その使用した減債積立金<u>の額</u> 金に組み入れなければならない。 _に相当する金額を資本

議案第130号参考資料

川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和41年条例第27号)

(下線の部分は改正部分)

 改 正 案
 現 行

 (消防本部及び消防署の設置)
 (消防本部及び消防署の設置)

 第2条 本市 の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。
 第2条 この市の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

 (消防署の名称、位置及び管轄区域)
 (消防署の名称、位置及び管轄区域)

 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称 轄 区 域 本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4 川口市南 川口市本町2 丁目4番39 消防署 丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、 幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、金山町 舟戸町、川口1丁目、川口2丁目、川口3丁目 川口5丁目、 飯塚3〕 西川口1丁目、西川口2丁目、西川口3丁目、 西川口5丁目、 仲町、飯原町、原町、宮町、南町1丁目、 並木2丁目、並木3丁目、並木4丁目、 青木1丁目、西青木2丁目、西青木3丁目 2丁目、朝日3丁目、朝日4丁目 朝日6丁目、末広1丁目、末広2丁 丁目、新井町、元郷1丁目 3丁目、元郷4丁目、元郷5丁目、元郷6丁目 弥平2丁目、 丁目、東領家1丁目、東領家2丁目、東領家3 丁目、東領家4丁目、東領家5丁目、領家1丁 目、領家2丁目、領家3丁目、領家4丁目、領

名 称 域 位 区 川口市本町2 本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4 川口市南 丁目4番39 消防署 丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、 幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、金山町 舟戸町、川口1丁目、川口2丁目、川口3丁目 5丁目、飯塚1丁目、飯塚2丁目、飯塚3丁 1 丁目、南町2丁目、緑町、荒川町、朝日1 目、朝日2丁目、朝日3丁目、朝日4丁目、 日5丁目、朝日6丁目、末広1丁目、末広2丁 目、末広3丁目、新井町、元郷1丁目、元郷2 丁目、元郷3丁目、元郷4丁目、元郷5丁 目、東領家3丁目、東領家4丁目、 領家2丁目、 家4丁目、領家5丁目、河原町、大字赤井、赤 井1丁目、赤井2丁目、赤井3丁目、赤井4丁 目、大字東本郷、東本郷1丁目、東本郷2丁目

		家 5 丁 目、河原町			本蓮1丁目、本蓮2丁目、本蓮3丁目、本蓮4 丁目、大字蓮沼、江戸袋1丁目、江戸袋2丁目、
川口市北消防署	一川口市芝下2丁目1番1号	上青木1丁目、上青木2丁目、上青木3丁目、 上青木4丁目、上青木5丁目、上青木6丁目、 上青木4丁目、上青木5丁目、上青木6丁目、 上青木四4丁目、上青木四2丁目、上青木四2丁目、上青木四3丁目、上青木四4丁目、上青木四4丁目、上青木四5丁目、上青木四4丁目、前川2丁目、前川3丁目、前川1丁目、前川1丁目、前川1丁目、前川1丁目、南前川1丁目、南前川2丁目、本前川2丁目、本前川3丁目、本前川3丁目、本前川3丁目、大字右径。大字有一、大字右伸、大字表更有一、大字方面,上,大字右伸、大字赤芝新时、大字面,上,大字右伸、大字赤芝东四、大字,有一个。大字,一个。大字,一个。大字,一个。大字,一个。大字,一个。大字,一个,一个,一个,一个,一个,一个,一个,一个,一个,一个,一个,一个,一个,			丁目、大字蓮沼、江戸3丁目、江戸袋2丁目、江戸1丁目、江戸2丁目、江戸3丁目、大字前野宿、大字東貝塚、大字大竹、大字峯、大字新堀、新堀町、大字榛松、大字安行原、大字安行明31丁目、安行出羽1丁目、安行出羽2丁目、安行出羽3丁目、安行出羽1丁目、安行出羽5丁目、大字安行出羽1丁目、安行出羽5丁目、大字安行出羽5丁目、大字安行表藤人、大字安行大字安行表末1丁目、並末3丁目、近下町3丁目、近下町1丁目、坂下町1丁目、坂下町1丁目、坂下町1丁目、桜町1丁目、桜町5丁目、桜町6丁目、桜町6丁目、桜町6丁目、桜町5丁目、場ヶ谷本町4丁目、大字三両場ヶ谷本町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、場ヶ谷和町1丁目、南場ヶ谷1丁目、河水域十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
川口市東 消防署	川口市坂下町 <u>4丁目3番1</u> <u>4号</u>	大字赤井、赤井1丁目、赤井2丁目、赤井3丁目、赤井4丁目、大字東本郷、東本郷1丁目、東本郷2丁目、本蓮1丁目、本蓮2丁目、本蓮3丁目、本蓮4丁目、大字蓮2丁目、江戸袋2丁目、江戸1、江戸2丁目、江戸2丁目、江戸2丁目、江戸2丁目、江戸2丁目、江戸2丁目、江戸2丁目、大字前野宿、大字東具塚、大字大竹、大字峯、大字新堀、新堀町、大字榛松、榛松1丁目、榛松2丁目、榛松3丁目、安行出羽2丁目、安行出羽3丁目、安行出羽4丁目、安行出羽2丁目、安行出羽3丁目、安行出羽4丁目、安行出羽5丁目、大字安行表林、大字安行、大字安行表,大字安行表,大字安行表,大字安行表,大字安行本公、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行工户塚東1丁目、戸塚東2丁目、戸塚東3丁目、戸塚東1丁目、東川口1丁目、東川口2丁目、東川口1丁目、東川口5丁目、東川口1丁目、東川口5丁目、東川口5丁目、東川口5丁目、東川口5丁目、東川口5丁目、東川口5丁目、東川口5丁目、東川口5丁目、東東川口5丁目、東塚町、戸塚南1丁目、戸塚南1丁目、戸塚南3丁目、戸塚南3丁目、戸塚南4丁目、戸塚南5丁目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵	川口市北 消防署	川口市芝下2丁目1番1号	1

1丁目、長蔵2丁目、長蔵3丁目、大字久左衛 門新田、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台1 丁目、北原台2丁目、北原台3丁目、大字差間 差間1丁目、差間2丁目、差間3丁目、坂下町 1 丁目、坂下町2 丁目、坂下町3 丁目、坂下町 4丁目、桜町1丁目、桜町2丁目、桜町3丁目 桜町4丁目、桜町5丁目、桜町6丁目、大字里、 大字辻、鳩ヶ谷本町1丁目、鳩ヶ谷本町2丁目 鳩ヶ谷本町3丁目、鳩ヶ谷本町4丁目、大字前 田、大字三ツ和、鳩ヶ谷緑町1丁目、鳩ヶ谷緑 町2丁目、南鳩ヶ谷1丁目、南鳩ヶ谷2丁目、 南鳩ヶ谷3丁目、南鳩ヶ谷4丁目、南鳩ヶ谷5 丁目、南鳩ヶ谷6丁目、南鳩ヶ谷7丁目、南鳩 ヶ谷8丁目、八幡木1丁目、八幡木2丁目、八 幡木3丁目、三ツ和1丁目、三ツ和2丁目、三 ツ和3丁目

丁目、芝高木2丁目、芝東町、大字伊刈、芝富 士1丁目、芝富士2丁目、芝園町、大字小谷場、 大字戸塚、戸塚1丁目、戸塚2丁目、戸塚3丁 目、戸塚4丁目、戸塚5丁目、戸塚6丁目、戸塚東1丁目、戸塚東2丁目、戸塚東3丁目、戸塚東4丁目、東川口2丁目、東川口3丁目、東川口3丁目、東川口6丁目、戸塚南2丁目、戸塚南3丁目、戸塚南4丁目、戸塚南5丁目、大字西立野、大字長蔵新田、 長蔵1丁目、長蔵2丁目、長蔵3丁目、大字人 左衛門新田、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台2丁目、北原台3丁目、北原台3丁目、差間3丁目